



消防法

消防法について

私達の命や財産を火災から守るために制定された **消防法**

この**消防法**に盲点や落とし穴が??? **あるわけないじゃないですか!!**

ほんとに無いですか?

その消防法も完璧ではありません。年々建築物は高く、大きく、複雑になってゆきます。そして用途も多様化し、火災に対し特に弱い対象物も増えました。火災の種別も特殊化したり、対応が風土、気候に左右されたりする中、私達を守る基本中の基本である消防法の盲点について考えます。

消防用設備の基本は ●用途 ●防火対象物の床面積 ●階高 ●建築物の構造 ●無窓階の扱い ●指定可燃物の取扱 等等様々な条件を考慮して消防用設備が決定されます。

ここで落とし穴!

床面積1,000㎡で消防用設備Aの設置義務が発生する防火対象物で、850㎡では消防用設備Aを設置する必要がありません。また3,000㎡で消防用設備Bの設置義務が発生する用途で2,800㎡では消防用設備Bの設置の必要がありません。

僅かに床面積が小さいからといって、**火災発生確率**が極端に下がるはずもなく、**火災の危険**が激減するはずもなく、条件はほぼ同じはずですが消防法で規制をかける際には、何かしらの**基準線**を設けねばなりませんので、必ずこの**境界線**は存在します。

POINT!

同じ**特定用途**でも、床面積、階高等によって設置されている消防用設備には違いがあります。防火対象物の関係者の皆様は、現在装備されている設備を把握していただき、それらの設備の**限界**をご理解ください。

POINT!

“消防用設備があるから大丈夫!”ではなく **“今の設備では、ここまでしか出来ない!”** ことを理解してください。

POINT!

利益を生まない 消防用設備 は少しでも経費の節約をしたい! 防火対象物の持ち主のかたのその御気持ちは よーく理解できます。ですが 全ては **来館者と在館者の 安全の確保** のためなのです! そして **あなた** のためなのです!

消防法 →

